



【臨時レポート】ブラジルの利上げについて

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2013年5月29日、ブラジル中央銀行は金融政策委員会(COPOM)において、政策金利(SELICレート)を従来の7.50%から0.50%引き上げて8.00%とすることを決定しました。政策金利の変更は2か月連続、8.00%は2012年8月以来の水準となります。

金融政策委員会終了後に発表された声明によれば、今回の利上げは徐々に強まりつつあるインフレ傾向の沈静化を目的としたものであり、投票者8名全員の賛成により決定されたとのこと。今回のブラジル中央銀行の利上げについて、市場参加者の間では0.25%幅の引き上げを予想する声が強かったため、0.50%の利上げ幅に対して、ブラジル中央銀行のインフレ阻止に向けた強い意向が窺われます。

【今後の見通し】

ブラジルの消費者物価指数の上昇率は昨年6月を底に加速しつつあります。5月8日に発表された4月の同指数は前年同月比+6.49%となり、3月の同+6.59%からは小幅低下しましたが、依然としてブラジル中央銀行が物価上昇率の上限と考える6.50%とほぼ同水準にあり、ブラジル中央銀行としてはインフレへの警戒感を維持していくものと考えられます。

しかしながら、一方でブラジル経済は停滞が続いており、物価上昇の抑制を優先して大幅な利上げを行えば、個人消費など景気への悪影響が懸念されます。5月29日に発表された2013年1月～3月期のGDP成長率は事前の予想を下回る前年同期比+1.9%に止まっています。

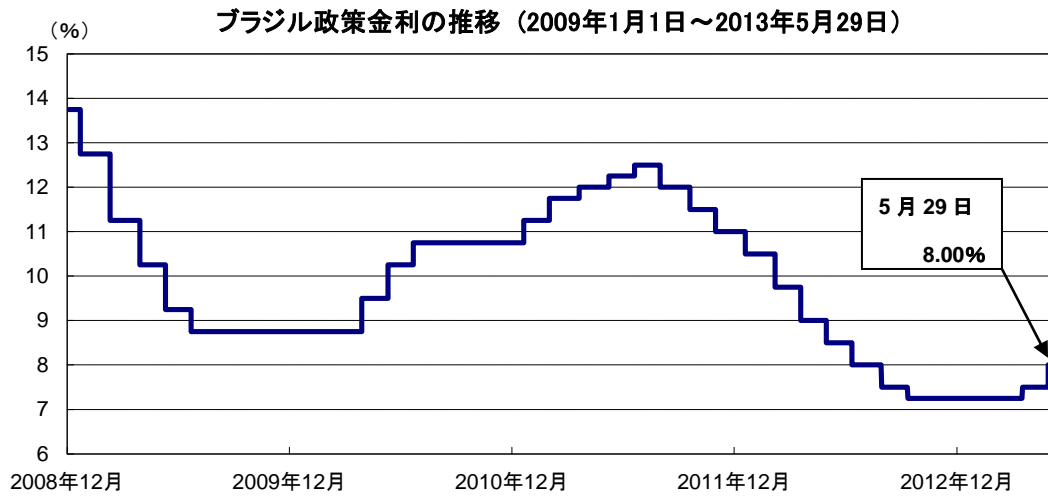
このような状況下、ブラジル中央銀行としては、国内景気とインフレの状況を注意深く窺いながら、政策金利と為替相場を調整しなければならず、今後とも非常に難しい舵取りを求められるだろうと予想しています。

BNYメロン・グループでは、政府、中央銀行による景気浮揚策が今後どのような効果をもたらし、ブラジル経済が持続的成長を実現していくことができるのか等について、引き続きモニターして参る所存です。

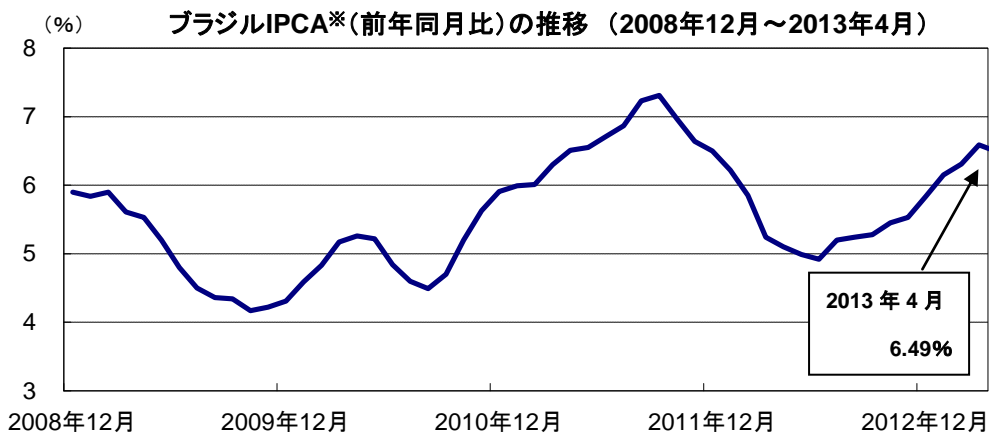


BNY MELLON

【ご参考】

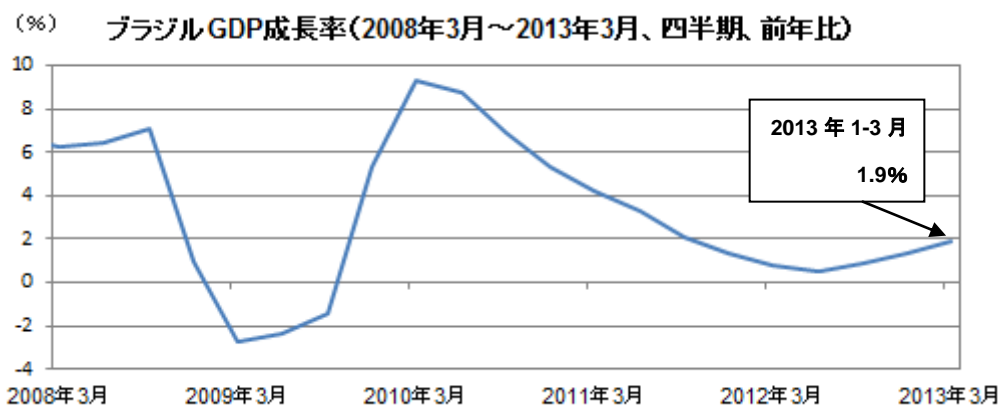


(出所)ブルムバーグ



※IPCA: ブラジル政府が公認するインフレ指数

(出所)ブルムバーグ



(出所)ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社 が作成したものです。
 ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



BNY MELLON

<投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

<投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

<投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

● 投資信託委託会社

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第406号

[加入協会] 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。